

生活習慣病管理料への移行のお知らせ

2024年6月1日

調布東山病院 院長

2024年診療報酬改定における厚生労働省の指針に従い、専門的・総合的な治療管理を行うため、「特定疾患療養管理料」から「生活習慣病管理料」へ移行いたします。

対象となる患者さまなど、詳細は下記の通りです。

生活習慣病管理料

対象となる患者さま

高血圧・脂質異常症・糖尿病いずれかが主病の方

療養計画書

患者さまおひとりおひとりに応じた療養計画書をお渡しします。初回のみ署名（サイン）をいただきます。